

中央環境審議会土壌農薬部会の専門委員会の設置について（改正案）

平成 13 年 3 月 28 日

平成 14 年 7 月 2 日改正

平成 17 年 月 日改正

土 壌 農 薬 部 会 決 定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定）第 9 条第 1 項の規定に基づき、中央環境審議会土壌農薬部会に置く専門委員会について、次のとおり定める。

- 1 . 中央環境審議会土壌農薬部会に、土壌汚染技術基準等専門委員会を置く。
- 2 . 土壌汚染技術基準等専門委員会は、土壌汚染対策法に係る技術的事項等について調査する。
- 3 . 専門委員会に属するべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。
- 4 . 専門委員長は、専門委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を同専門委員会に属する委員、臨時委員又は専門委員に通知するものとする。
- 5 . 部会長は、土壌汚染技術基準等専門委員会に出席し、意見を述べることができる。

中央環境審議会土壤農薬部会の専門委員会の設置について(新旧対照表)

新	旧
<p>1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、土壤汚染技術基準等専門委員会を置く。</p> <p>〔削る〕</p> <p>2.〔略〕</p> <p>3.〔略〕</p> <p>4.〔略〕</p> <p>5. 部会長は、土壤汚染技術基準等専門委員会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>1. 中央環境審議会土壤農薬部会に、<u>農薬専門委員会及び土壤汚染技術基準等専門委員会</u>を置く。</p> <p>2. <u>農薬専門委員会は、農薬取締法第3条1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第1号イ及び第4号の環境大臣の定める基準(以下「作物残留及び水質汚濁に係る基準」という。)の設置及び改定に関する事項その他農薬による環境汚染の防止に係る専門的事項を調査する。</u> <u>なお、作物残留及び水質汚濁に係る基準の設定及び改定に関する事項については、当部会に対し当該事項に係る付議があった場合に直ちに調査を行い、その結果を当部会に報告するものとする。</u></p> <p>3.〔略〕</p> <p>4.〔略〕</p> <p>5.〔略〕</p> <p>6. 部会長は、<u>農薬専門委員会及び土壤汚染技術基準等専門委員会</u>に出席し、意見を述べることができる。</p>